

令和5年7月27日
第八管区海上保安本部
海上保安学校

第八管区海上保安本部・海上保安学校 定例記者懇談会

- 1 日時
令和5年7月27日（木）午前10時00分から
- 2 場所
舞鶴港港湾合同庁舎2階 第1会議室
- 3 発表事項
＜第八管区海上保安本部＞
 - ・「夏季期間におけるテロ警戒について」
～海上保安官によるターミナル警戒を行います～
 - ・「新制度・マリンレジジャー海難防止指導官」
～効果的な海難防止指導體制の確立をめざして～
＜海上保安学校＞
 - ・発表事項及び連絡事項なし
- 4 業務説明
＜第八管区海上保安本部＞
 - ・航海安全に必要な水路図誌について

令和5年8月業務予定

日	曜	業務内容	備考
継続			
1	火		上旬
2	水		
3	木		
4	金		
5	土		
6	日		
7	月		
8	火		
9	水		
10	木		
11	金		中旬
12	土		
13	日		
14	月		
15	火		
16	水		
17	木		
18	金		
19	土		
20	日		
21	月		下旬
22	火		
23	水		
24	木	海上保安大学校学生採用試験(～9月4日まで)	
25	金		
26	土		
27	日		
28	月		
29	火		
30	水		
31	木	第八管区海上保安本部・海上保安学校定例記者懇談会	



【問合せ先】第八管区海上保安本部警備救難部
警備課長 奥川 恭平
警備係長 國松 健太
TEL 0773-76-4100 (内線 3110・3115)

令和5年7月27日
第八管区海上保安本部

「夏期期間におけるテロ警戒について」

～海上保安官によるターミナル警戒等を行います～

新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけが「5類感染症」に移行されてはじめての夏期を迎えることとなり、行事や催事等への多数の人出や、旅客船等の輸送需要が集中することが予想されることから、防御が比較的手薄なソフトターゲットに対するテロ行為等の未然防止、乗客及び乗員の安全確保を目的として、夏期期間（令和5年7月22日から8月31日までの期間）において海上保安官によるターミナル警戒等を行います。

1 実施内容

敦賀、舞鶴、宮津、境、隠岐の各旅客船ターミナル等において、海上保安官が旅客の乗下船時の警戒（乗下船時の不審者や不審物の確認、船内外の監視等）を実施し、船内におけるテロをはじめとした各種犯罪行為を予防するとともに、テロ対策啓発リーフレット等を活用し、海事・港湾の現場で働く方々に向けたテロ対策にかかる自主警備を推進することにより、乗客や乗員の安全を確保します。

2 取材について

取材可能な日については、実施する各海上保安部署へお問合せ下さい。



フェリーターミナル（令和4年8月11日）



○日時場所

令和4年8月10日(水) 2230~2350

新日本海フェリー株式会社舞鶴支店旅客ターミナル及び旅客船「はまなす」(乗客614名)

○実施者

舞鶴保安部警備救難課職員4名・舞鶴警察署警察官2名

○概要

海保と警察が合同で、事業者に対する不審事象の早期発見、自主警戒の強化、犯罪の未然防止を促し、また利用者に対しても啓発を行うことで、テロに対する危機意識の向上をより一層促した。

事業者の皆様へのお願い

テロを起こさせないために
～安全・安心な日本の海づくり～



防犯意識の浸透と
自主警戒の徹底！

テロを起こさせない
環境の整備！

不審者・不審物を
見かけたら
118番通報！



海上保安庁
JAPAN COAST GUARD

テロを起こさせないための3つのお願い

テロリストは、いつ、どこで、誰を狙うか分かりません。
テロを起こさせないために次の3つをお願いします。

防犯意識の浸透と自主警戒の徹底

施錠の徹底や物品・社員証等の適正管理、敷地内の巡回を増やすなど、防犯意識を高く持つことで不審者への威嚇・抑止効果が高まります。



テロを起こさせない環境の整備

防犯カメラの増設や「テロ警戒実施中」の張り紙を各所に掲示し、積極的に声掛けを行う等、不審者が容易に近づきにくくなるような「隙のない環境」を整備しましょう。



不審者・不審物を見かけたら

普段から社内の連絡体制を緊密にして、いつもと様子が違うことや「あれ?」「おかしいな?」と感じた時には、些細なことでも迷わず **118番へ通報**をお願いします。



ご協力をお願いします

【お問い合わせ先】

第八管区海上保安本部 警備救難部 警備課

0773-76-4100

●●海上保安部 警備救難課





【問合せ先】第八管区海上保安本部
交通部安全対策課長 牛崎 泰成
TEL 0773-76-4100 (内線 2640)

令和5年7月27日
第八管区海上保安本部

「新制度・マリンレジャー海難防止指導官」 ～効果的な海難防止指導体制の確立をめざして～

マリンレジャーに伴う海難防止の効果的な指導をおこなうため、本庁で開催されたマリンレジャー海難防止指導官養成研修を終了した交通部安全対策課の職員2名を「マリンレジャー海難防止指導官」に指名しました。今後、管内各部署に対し、同指導官による研修や指導助言を行うなど、海難防止指導体制を強化していきます。

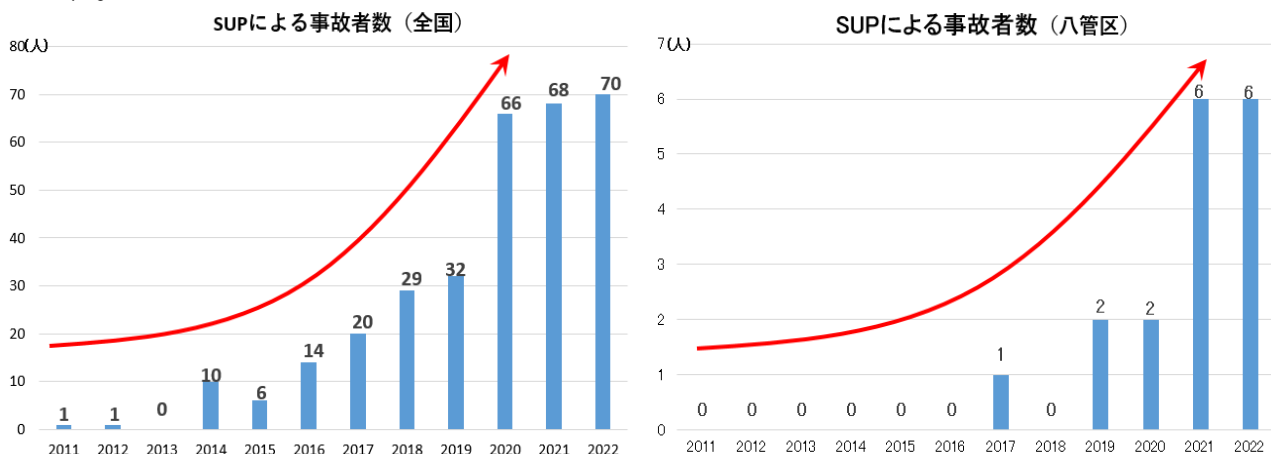
●マリンレジャー海難防止指導官とは

管区や部署において海難防止指導に従事する海上保安官に対し、マリンレジャーの海難防止に必要な知識・技能を付与する研修の実施や各種施策の推進役となる者

1 マリンレジャーに伴う海浜事故の発生状況

近年、マリンレジャーに伴う海浜事故発生数は過去5年間平均で全国約830人(820人～858人)、八管区約86人(76人～94人)とほぼ横ばいで推移しています。

しかし、新しいマリンレジャーに注目が集まり活動人口が増加、SUP(スタンド・アップ・パドルボード)を例にすると、過去10年の間に急激な増加傾向が見られます。



2 マリンレジャー海難防止指導官制度の目的

マリンレジャー海難防止指導官は、マリンレジャーに伴う海難を未然に防止するために必要な知識・技能を、部署で海難防止指導に従事する職員に対して指導することで、より適切で効果的な海難防止指導体制を確立し、海難防止指導に係る各種施策の推進を図ります。

3 マリンレジャー海難防止指導官研修概要

第三管区海上保安本部横浜海上防災基地において、5日間の日程で、各種マリンレジャーの知識を豊富に持つ外部講師（海の安全推進アドバイザー）を招き、座学研修による専門知識並びに実技研修による技能の習得を行いました。

効果的な安全指導法を習得すべく、現場を想定した模擬安全指導を行いました。



【各種ライフジャケット座学研修】



【カヌー実技講習】



【SUP 実技講習】

4 指導官による管内職員への主な研修内容

- ・各種マリンレジャー活動に適したライフジャケットの選び方、正しい着用方法等、現場においてマリンレジャー愛好者に対する効果的な指導方法
- ・各種マリンレジャーの実技講習

など、管内職員に対し研修を行い、知識・技能を付与するとともに、海難防止指導にかかる助言を実施します。

指導官の研修を受けた海上保安官が一般市民の方々に対して海難防止指導を実施します。

